

令和7年度 教育学部 科目等履修生 出願要項

大阪教育大学教育学部

本学教育学部では、正規の学生の他に、本学在学学生以外の方が特定の授業科目を履修し、資格の取得等を目指す「科目等履修生」の制度があります。

科目等履修生は、本学の授業に支障を来さない範囲において選考の上、履修が許可されます。

1 履修期間

入学を許可された年度内に限ります。

ただし、引き続き履修を希望する者は、1年を限度として学長の許可を受け、履修期間を延長することができます。

(注) 本学では2学期4ターム制を導入しています。2学期4ターム制とは、前期・後期の授業期間をそれぞれ半分に分け、各8週を1タームとして、1学期2ターム、年間4つのタームで授業を行う制度です。

学 期：前期(4月1日～9月30日)、後期(10月1日～3月31日)

ターム：第1ターム(4月11日～6月10日) 第2ターム(6月11日～8月7日)

第3ターム(10月1日～12月1日) 第4ターム(12月2日～2月9日)

2 出願資格

科目等履修生として出願するためには、次の各号の一に該当することが必要です。

(1) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業した者(令和7年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(令和7年3月31日までに修了見込みの者を含む。)

(3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和7年3月31日までにこれに該当する見込みの者(次のア～カのいずれかに該当する者)

(ア) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者(令和7年3月31日までに修了見込みの者を含む。)又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの(昭和56年文部省告示第153号参照)

(イ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者(令和7年3月31日までに修了見込みの者を含む。)

(ウ) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者(令和7年3月31日までに修了見込みの者を含む。)

(エ) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号参照)

(オ) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(令和7年3月31日までに合格見込みの者を含む。)及び大学入学資格検定に合格した者

(カ) その他高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められる者

【注】出願資格(カ)に該当する者は、別途出願資格審査が必要な場合があるので、第1次出願予定者は令和7年1月10日まで、第2次出願予定者は令和7年6月28日までに必ず申し出て、出願資格の詳細を確認すること。(※第1次、第2次出願期間については次項「3 出願期間等」を参照してください。)

3 出願期間等

第1次〔開講期を問わず年度内の学部開講科目が対象〕

令和7年2月12日(水)～2月18日(火)

第2次〔後期及び第3ターム、第4タームから開講される学部開講科目が対象〕

令和7年7月28日(月)～8月1日(金)

【注1】出願期間開始日2週間前までに必ず教務課教務係にメールで事前に相談してください。相談内容により、窓口またはオンラインによる相談が必要となる場合があります。

但し、教員免許状の取得を目的とする場合は、事前に授与権者（各都道府県教育委員会）で単位の確認等をすませてから、教務課教務係に相談してください。（8留意事項⑨参照）

【注2】教育実習の出願には第1次出願期間までに事前確認が必要です。（8留意事項⑦参照）

【注3】集中講義は日程にかかわらずすべて第1次出願期間での申請が必要です。第2次出願期間には、集中講義による科目（及び集中講義を含む科目）の申請はできません。

4 出願手続

(1) 提出書類等

書 類 等	摘 要
ア 科目等履修生 入学願書	本学所定の用紙を使用し、必要事項を記入したもの
イ 最終出身校の 卒業（修了）証明書	出願資格を確認できるもの 卒業（修了）予定者は、卒業（修了）見込証明書 出願時点で発行日が1年以内のものに限る
ウ 最終出身校の 成績証明書	出身学校長が作成し厳封したもの 出願時点で発行日が1年以内のものに限る
エ 選考結果通知用 封筒	あて先を明記した封筒 〔長形3号（約23×12cm）410円分の切手貼付〕 8留意事項②の履修科目の追加には、追加願（本学所定用紙）とともに選考結果通知用封筒を、第2次出願期間中に提出してください。
オ 検定料等	1 検定料等 検定料 9,800円 検定料等支払い時に、別途、支払方法に応じたシステム利用料がかかります。 【検定料等支払い受付期間】 第1次：令和7年2月4日（火）～令和7年2月18日（火） 第2次：令和7年7月21日（月）～令和7年8月1日（金） 2 支払方法 クレジットカード、Pay-easy ペイジー（ネットバンキング）、コンビニエンスストア、の利用が可能です。それぞれの詳しい支払方法や手続き・注意事項等は、別紙「科目等履修生の出願と検定料支払について」でご確認ください。

(2) 提出方法

志願者は、出願書類等を一括し、出願期間中に下記窓口へ郵送又は持参してください。

なお、郵送の場合は、確実に書類受付期間内に届くように書留速達郵便で送付してください。

〔出願書類提出先〕

大阪教育大学柏原キャンパス教務課教務係

大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

近鉄大阪線「大阪教育大前駅」下車 南東へ約1km

※エスカレーター（上り専用）、階段あり

窓口取扱時間：8時30分～17時15分

5 選 考

選考は、書類審査により行います。

ただし、出願科目によっては、面接を行う場合があります。

6 選考結果通知

選考結果通知は、郵送により送付します。

(第1次出願分については令和7年3月末頃の予定、第2次出願分については9月末頃の予定です。)

7 入学料及び授業料

入学料及び授業料は、指定の期日までに納入してください。期日を過ぎても納入されない場合は、入学を辞退したものとみなします。(許可者には詳細を別にお知らせします。)

(1) 入 学 料 28,200円

(2) 授 業 料 1単位につき 14,800円

※履修を許可された科目の授業料の総額を納入してください。(許可後の部分履修は認められません。)

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

※上記記載の金額は、令和6年度入学者の金額であり、令和7年度入学者については変更される場合があります。

8 留意事項

出願に当たっては、次の留意事項を熟知しておいてください。

- ① 1年間(年度内)に履修することができる科目の合計単位数は、**20単位以内**です。
- ② 第1次に出願し、入学を許可された者が、第2次で履修科目を追加する場合、第1次で履修を許可された科目の単位数と合わせ、**20単位**まで出願することができます。
- ③ 定員等の関係により履修を許可されない科目がありますので、履修科目の選択については、出願期間までに教務課教務係にお問い合わせください。
- ④ 集中講義は日程にかかわらずすべて第1次出願期間での申請が必要です。第2次出願期間には、集中講義による科目(及び集中講義を含む科目)の申請はできません。
- ⑤ 集中講義科目については、授業開講日程が出願時には未定です。入学許可後に日程が決定するため、受講できない等の不利益が生じましても、入学料及び授業料の返還はできませんので、ご承知おきください。
- ⑥ 柏原キャンパス開講科目と天王寺キャンパス開講科目(小学校教育専攻夜間コースを含む。)を重複して出願することはできません。
- ⑦ 教育実習及び教職実践演習への参加は、本学の教育学部卒業生及び学長が認めた者以外は認められません。ただし、教職実践演習の評価は、教育実習を修了している場合に限り行います。なお、教育協働学科又は教養学科卒業生の教育実習の種別は教育協働学科実習のみとなります。また、教育実習の出願に際しては、本学で履修した科目の修得単位による教育実習参加要件の確認などが必要となりますので、出願期間までに必ず教務課教務係で事前に確認を受けてください。事前確認がない場合は、教育実習の出願は受け付けられません。
- ⑧ 教育学部科目等履修生は、本学大学院(教育学研究科並びに連合教職実践研究科)及び専攻科の学生のために開講されている科目を履修することはできません。
- ⑨ 教員免許状の取得を目的とする場合は、事前に授与権者(各都道府県教育委員会)に必要とする科目及び単位等を確認し、その上で本学に相談してください。
- ⑩ 本学教育学部で修得した単位のすべてが教育職員免許法上の単位として認められるとは限りません。
- ⑪ 前期、第1ターム及び第2ターム開講科目の単位認定時期は9月頃、後期、通年、第3ターム及び第4ターム開講科目の単位認定時期は3月頃です。(集中講義は実施時期によりいずれかの時期に単位認定されます。)
- ⑫ 本学のすべての在学生(学部、大学院、専攻科の学生及びそれらの入学予定者)は、出願できません。

- ⑬ 現に在職中の者は、入学及び修学に支障を来さないよう勤務先の承諾をとっておいてください。
- ⑭ 既納の検定料、入学料、授業料及び提出書類は、返還できません。ただし、次の場合は、検定料の返還請求が可能です。
- ア) 検定料を払い込んだが、出願しなかった場合、又は出願資格を有していないため出願書類が受理されなかった場合
- イ) 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
- 上記 ア) 及び イ) に該当する場合は、お問い合わせください。
- なお、返還に係る振込手数料は請求者の負担です。また、返還請求には領収書、明細票等の支払いを確認できる書類が必要となりますので必ず保管しておいてください。クレジットカードで支払った場合は、入金確認メールを印刷したものでかまいません。
- ⑮ 学則及び学内諸規程に違反する行為があった場合は、履修の許可を取り消します。
- ⑯ 障がい又は病気その他の理由で、受験上の配慮を希望する方は、出願期間までに教務課教務係へご相談ください。
- (本学は障がい学生修学支援ルームを設置しています。本ルームは入学後に修学上の配慮を希望する方の事前相談にも応じています。その場合は、障がい学生修学支援ルーム [TEL・FAX 072-978-3479 E-mail: sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp 受付時間：平日8時30分～17時15分]までお問い合わせください。)
- ⑰ 本学では、ノートパソコンを必携としているため、授業内で使用することがあります。科目等履修に伴い必要となった場合は、各自で準備してください。
- ⑱ 科目により、授業をオンラインで実施する場合があります。

問い合わせ先

大阪教育大学学務部教務課教務係 (受付時間：平日8時30分～17時15分)
TEL 072-978-3555 (直通) FAX 072-978-3316
E-mail kyomukakari@bur.osaka-kyoiku.ac.jp